

農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成 30 年 2 月 6 日
岡崎市農業委員会

第 1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号。以下「法」という。）の改正法が平成 28 年 4 月 1 日に施行され、「農地等の利用の最適化の推進」が農業委員会の行う必須事務として明確に位置づけられ、法第 7 条第 1 項に基づき、具体的な目標と推進方法を定める。

本市においては、平地と中山間地が混在しており、地域により農地の利用状況や営農類型が異なるため、農地等の利用の最適化の推進にあたっては、地域の実態に応じた取り組みや対策の推進が必要である。農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の担当区域を、葵地区、東部地区、矢作地区、六ツ美地区、額田地区と定め、農業委員と連携して遊休農地の発生防止・解消、担い手への農地利用の集積・集約化及び新規参入の促進に関して積極的に取り組む。

なお、この指針は農業委員及び推進委員の任期 3 年毎に見直しを行い、別途「目標及びその達成に向けた活動計画」に整合するものとする。

第 2 具体的な目標と推進方法

1 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標(単位：ha)

	管内農地面積 (遊休農地を含む)	遊休農地面積	遊休農地の割合
現状 (平成 29 年 3 月)	3,552.5	242.5	6.8%
目標 (平成 32 年 3 月)	3,462.5	182.5	5.3%

※管内農地面積は、「耕地及び作付面積統計」の耕地面積と利用状況調査により把握した遊休農地の合計面積

(2) 遊休農地解消の発生防止・解消の具体的な推進方法

農地パトロール及び農地法第 30 条第 1 項に基づく利用状況調査により農

地の耕作状況を把握し、遊休農地の所有者等に対し農地法第 32 条第 1 項に基づく利用意向調査の実施、指導及び相談活動等を通じて農地の利用調整を図ることにより、遊休農地の新規発生の抑制及び解消を図る。

耕作可能な遊休農地は、あっせん及び農地中間管理機構への貸付け等を通じて担い手への集積を図り、再生困難な荒廃農地は、現況及び周辺農地の状況に応じて非農地判断を行う。

また、再生可能かつ担い手の借り受けが見込める遊休農地は、耕作放棄地再生利用緊急対策事業を活用するなど再生利用を図る。

2 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標（単位：ha）

	管内農地面積 (遊休農地を含まない)	利用集積面積	集積率
現状 (平成 29 年 3 月)	3,310.0	1,456.9	44.0%
目標 (平成 32 年 3 月)	3,280.0	1,600.0	48.8%

※管内農地面積は「耕地及び作付面積統計」の耕地面積

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

市、JA 及び農地中間管理機構等の関係機関と連携し、農地中間管理事業や農地所有者代理事業等により担い手への農地利用集積・集約化を進めるとともに、農業委員会だよりやホームページ等を活用して農地中間管理事業について周知し、機構への貸付について誘導を図る。

また、各種基盤整備事業を活用し、集積・集約化が可能な優良農地の基盤整備を図る。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数	新規参入者取得面積
現状 (平成 29 年 3 月)	8 経営体	1.7ha
目標 (平成 32 年 3 月)	5 経営体	1.5ha

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

県やJA等の関係機関と連携し、窓口相談活動及び研修の実施、人・農地プラン等を通じて新たな農業経営体の参入を促すとともに、農業次世代人材投資資金及び初期投資費用補助金を活用し、就農直後の経営確立を支援する。